特定非営利活動法人社会福祉サービスマザリーエフ　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人社会福祉サービスマザリーエフという。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都台東区根岸五丁目１０番１３号に置く。

（目的）

第３条　この法人は、不特定かつ多数の地域住民に対して、相互扶助の視点に立ち、社会生活を営む上で様々なハンディを持つ人たちを援助することにより、地域福祉の充実をめざすことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（４）災害救援活動

（５）地域安全活動

（６）子供の健全育成を図る活動

（特定非営利活動に係わる事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

（１）居宅介護サービス事業

（２）移送搬送サービス事業

（３）診療介助サービス事業

（４）居宅介護支援事業

（５）地域介護予防・生活支援事業

（６）生きがい活動支援･家族介護支援事業

（７）応急救護等の普及促進活動

（８）災害被害者救護･支援活動

（９）福祉･保健･医療等に関する相談事業

（１０）福祉･保健･医療等に関する普及啓発事業

（１１）福祉･保健･医療等に関する研修･人材育成事業

（１２）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第２章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、社員総会における議決権を有しないもの

（入会）

第７条　正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

２　代表理事は前項の入会申込者が、第３条に定めるこの法人の目的に賛同し、第４条から第５条に定める活動及び事業に協力できる者と認めたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款等に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事３人以上

（２）監事１人以上

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を常務理事とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事、常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行はなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を越える者が欠けたときは、遅滞な

くこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員は、その定数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章　会議

（種別）

第２０条　この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

２　理事会は、理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（会議の権能）

第２２条　理事会は、次の事項を議決する。

（１）事業計画及び収支予算の変更

（２）入会金及び会費の額

（３）理事の報酬、職務

（４）総会に付すべき事項

（５）その他、本会の運営に関する必要な事項

２　総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

（１）理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（会議の開催）

第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

３　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めた場合。

（２）理事の現在数の３分の１以上から、会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

（会議の招集）

第２４条　総会及び理事会は、前条第２項第３号による場合を除いて代表理事が招集する。

２　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

３　理事会を招集する場合は、日時及び場所、並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会日の１週間前までに招集通知を発信して行はなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

（総会の議長）

第２５条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員の過半数が出席した場合に開会する。

２　理事会は理事の過半数が出席した場合に開会する。

（議決）

第２７条　総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　総会及び理事会において、第２４条第２項又は第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）

第２８条　総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第２６条及び前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

（書面等による議決）

第２９条　代表理事は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、理事が書面により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第５章　資産

（資産の構成）

第３０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品
（４）財産から生ずる収入
（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入
（資産の管理）
第３１条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
（資産の支弁）
第３２条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第６章　会計

（会計の原則）
第３３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。
（事業年度）
第３４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び予算）
第３５条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、一事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第３６条　前条の規定にかかわらず、やむをえぬ事由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費）
第３７条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第３８条　予算成立後やむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第３９条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第４０条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経て、かつ法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の議決

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第４３条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第４４条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、社会福祉法人台東社会福祉協議会に譲渡するものとする。

（合併）

第４５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、この法人の掲示物に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第４７条　この法人に、この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第４８条　事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第４９条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）

第５０条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人設立当初の役員は、別表のとおりする。

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年３月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第３４条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成１２年３月３１日とする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第３５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の正会員の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）入会金　５，０００円

（2）年会費　５，０００円

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	羽原ふみ子
常務理事	藤井裕子
理事	羽原克也
同	半澤増代
同	大島千恵子
監事	関野光男